集

相



女性に対する暴力をなくす運動週間

11月12日 金から25日 休までの2週間は、女性に対する暴力をなくすこと、暴力の被害にあっている人たちの安全を守ること、暴力が絶対にあってはならないことを周囲に伝え、関心をもってもらうための運動週間です。

暴力を許さない社会を一緒に目指しましょう。

市では、ドメスティックバイオレンス(DV)や夫婦・家族のこと、離婚のことなど、女性の様々な相談に応じるために、女性相談(DV)ホットラインを開設しています。

女性相談員が相談に応じます。 相談は無料で、秘密は厳守します。



暴力根絶の シンボルマーク

- ■電話番号 (32)8724
- ■受付日時 平日の午前9時~午後5時
- ■問い合わせ先 こども福祉課 ☎(32)8903

全国一斉女性の人権ホットライン強化週間

女性の人権ホットライン

配偶者・パートナー等からの暴力や、職場等におけるセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性をめぐる様々な人権問題の相談に応じています。女性の人権問題に詳しい法務局職員や人権擁護委員が担当します。

相談は無料で、秘密は厳守します。ひとりで悩まず、ご相談ください。

■全国共通番号 ☎0570(070)810

全国一斉女性の人権ホットライン強化週間

期間中は土日も相談を受け付け、平日の電話受付時間を午後7時まで延長します。

- ■日時 11月12日(金)~18日(木)
 - 平日 午前8時30分~午後7時
 - 土日 午前10時~午後5時
- ■問い合わせ先 市民協働推進課 ☎(32)8887

未就学児の保護者に 「おでかけ号」利用券を交付

子育て世帯の外出支援のため、 未就学児の保護者の方にデマン ド交通「おでかけ号」の利用券 を交付しています。

- ■対象者 市内に住所がある未 就学児の保護者の方
- ■**交付枚数** 1世帯につき10枚 (年度内有効)

■申込方法

こども福祉課に申請書を提出 ■**持ち物** 印鑑、デマンド交通 利用登録証(すでにお持ちの方)

■利用券の有効期限

令和4年3月31日(木)

注意事項

- ・利用券は、未就学児の保護者が、未就学児とともにデマンド 交通を利用する場合にのみ使用 できます。
- ・複数の保護者が同時に乗車する場合は、人数分の利用券が必要になります。
- ・未就学児が乗車するには保護 者の同伴が必要です。
- 利用券は再交付できません。
- 利用券の交付申請は毎年度必要です。

■問い合わせ先

こども福祉課 ☎(32)8903

在宅での育児を支援 育児ママ・パパリフレッシュ利用券

3歳未満の乳幼児を在宅で養育する保護者の方が、お子さまを一時的に保育園などに預けられる利用券36時間分を発行しています。

- ■対象者 保育園など(認可外保育施設や児童福祉施設を含む)に入所していない生後3か月~3歳未満の乳幼児と同居し、養育している保護者
- ■申込方法 こども福祉課で申請(印鑑をお持ちください)

■注意事項

- •申請は子1人につき1回まで
- •利用券の再発行はできません
- •利用時間は1回につき最大4時間
- •初めて利用する施設・前回の利用から期間があいたときは要面談
- •子が体調不良のときは利用できません。
- •ミルク等の料金が別途かかることがあります

■問い合わせ先

こども福祉課 ☎(32)8903

■利用できる施設

■利用できる肥設		
施設名	所在地	電話番号
グリム保育園	下長田69	(52)1127
あおば保育園	薬師寺1584-6	(48)5530
わかば保育園	下古山3025-1	(39)6305
薬師寺保育園	薬師寺2362-5	(48)0063
むつみこども園	柴769-25	(32)6733
第二愛泉幼稚園	柴1403-12	(40)1155
薬師寺幼稚園	薬師寺1584-2	(48)0132
第二薬師寺幼稚園	祇園4-6-3	(44)9988
愛泉幼稚園	小金井4-12-8	(44)7783
野ばら幼稚園	中大領386-1	(53)5508
石橋幼稚園	石橋535	(53)0218